



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第190号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	地方自治法第96条第2項の規定による鳥取県議会の議決すべき事件に関する条例(65)	
	(総務課).....	5
	職員の修学部分休業に関する条例(66)(職員課).....	5
	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(67)(行政経営推進課).....	6
	八頭郡八頭町及び米子市の設置、倉吉市と関金町の合併並びに西伯郡大山町の設置に伴う	
	関係条例の整理等に関する条例(68)(市町村振興課).....	10

——— 公布された条例のあらまし ———

地方自治法第96条第2項の規定による鳥取県議会の議決すべき事件に関する条例

- 1 地方自治法に規定されている議決事項以外に鳥取県議会が議決すべき事件は、次に掲げる事件(条例の内容が争点となるもの又は予算(訴訟費用に関するものを除く。)に影響を与えるものに限る。)とすることとした。
 - (1) 鳥取県の行政庁の処分又は裁決について鳥取県を被告とする訴訟(鳥取県議会又は鳥取県議会議長の処分又は裁決に係る鳥取県を被告とする訴訟を除く。以下同じ。)に関する訴えの提起
 - (2) 鳥取県の行政庁の処分又は裁決について鳥取県を被告とする訴訟に関する和解
- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

職員の修学部分休業に関する条例

- 1 趣旨(第1条関係)

この条例は、地方公務員法(以下「法」という。)の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする事とした。
- 2 修学部分休業(第2条関係)
 - (1) 法に規定する修学部分休業(以下「修学部分休業」という。)の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする事とした。
 - (2) 修学部分休業の対象となる教育施設は、学校教育法に規定する大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びにこれらに類するものとして人事委員会規則で定める教育施設とする事とした。
 - (3) 修学部分休業の期間の上限は、2年とする事とした。
- 3 修学部分休業取得中の給与の減額(第3条関係)

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給することとした。
- 4 修学部分休業の承認の取消事由(第4条関係)

任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする事とした。

ア 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

イ 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

ウ 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

5 人事委員会規則への委任（第5条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、地方自治法に基づき、県の公の施設の管理を行わせる法の規定による指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めることとした。

2 指定管理者に管理を行わせる施設（第2条関係）

指定管理者に管理を行わせることができる公の施設については、それぞれの公の施設の管理に関する条例の定めるところによることとした。

3 指定管理者の指定の申請（第3条関係）

指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書に必要な書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）の指定する日までに、当該知事等に申請しなければならないこととした。

4 選定基準（第4条関係）

知事等は、3による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定するものとする事とした。

ア 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。

イ 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、当該申請に係る公の施設の管理の業務に係る経費の効率化が図られるものであること。

ウ 法人等が事業計画書に沿った当該申請に係る公の施設の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。

エ その他知事等が当該申請に係る公の施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

5 指定管理候補者の選定の特例（第5条関係）

(1) 知事等は、次のいずれかに該当するときは、3及び4によらず指定管理候補者を選定することができる事とした。

ア 公の施設の設置目的、特性、規模等を考慮し、特に必要があると認められるとき。

イ 3による申請がなかったとき、又は4の審査の結果、指定管理候補者を選定することができなかったとき。

ウ 指定管理候補者を指定管理者として指定することができなくなり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

エ 指定管理者がその指定を取り消されたとき。

(2)(1)による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、3の書類の提出を求め、4のアからエまでに掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする事とした。

(3)(1)のアにより指定管理候補者を選定しようとするときは、それぞれの公の施設の管理に関する条例にこの旨を定めるものとする事とした。

6 指定管理者の指定等(第6条関係)

知事等は、4又は5により選定した指定管理候補者について、議会の議決を得たときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする事とした。

7 協定の締結(第7条関係)

知事等は、指定管理者と当該公の施設(以下「管理施設」という。)の管理に関する協定を締結するものとする事とした。

8 事業報告書の作成及び提出(第8条関係)

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならないこととした。ただし、年度の中途において指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日から起算して30日以内に、当該年度分として、当該指定を取り消された日までの期間について事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならないこととした。

9 損失の補償(第9条関係)

県は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損失が生じても、その補償の責めを負わないこととした。

10 原状回復義務等(第10条関係)

(1) 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった管理施設及びその設備を速やかに原状に回復しなければならないこととした。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでないこととした。

(2) 指定管理者は、故意又は過失により管理施設の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならないこととした。ただし、知事等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができることとした。

11 秘密保持義務(第11条、附則関係)

(1) 指定管理者若しくは指定管理者であった者又は管理施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、鳥取県個人情報保護条例を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、管理施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は管理施設の管理以外の目的に使用してはならないこととした。

(2) 鳥取県個人情報保護条例の一部を改正し、指定管理者は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないこととする事とした。

12 情報の開示(第12条、附則関係)

(1) 指定管理者は、鳥取県情報公開条例の趣旨にのっとり、管理施設の管理に関して保有する情報の開示に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

(2) 鳥取県情報公開条例の一部を改正し、指定管理者は、その保有する情報の公開に努めなければならないこととする事とした。

13 委任(第13条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が別に定める事とした。

14 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 次の条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

- ア 鳥取県個人情報保護条例
- イ 鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例
- ウ 鳥取県情報公開条例

八頭郡八頭町及び米子市の設置、倉吉市と関金町の合併並びに西伯郡大山町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例

- 1 次の表の左欄に掲げる条例について、八頭郡郡家町、同郡船岡町及び同郡八東町を廃し、新たに同郡八頭町を設置すること、米子市及び西伯郡淀江町を廃し、新たに米子市を設置すること、倉吉市と関金町が合併すること並びに西伯郡大山町、同郡名和町及び同郡中山町を廃し、新たに同郡大山町を設置することに伴い、同表の右欄に掲げる内容の改正を行うこととした。(第1条～第24条関係)

条 例 名	内 容
鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	地方自治法に基づき新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理の事務等を処理する市町の改正
鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例	鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所の管轄区域の表示の改正
鳥取県保健所条例	鳥取保健所郡家支所の位置の表示等の改正
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	水質汚濁防止法の上乗せ排水基準を適用する区域の表示の改正
天神川流域下水道条例	天神川流域下水道に接続する公共下水道を管理する町の表示の改正
鳥取県食肉衛生検査所条例	鳥取県食肉衛生検査所の位置の表示の改正
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例	土師百井団地等の位置及び委託先の市町名の表示の改正
鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例	鳥取県八頭地方農林振興局等の位置及び管轄区域の表示等の改正
鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例	鳥取県立農業大学の位置の表示の改正
鳥取県地方県土整備局設置条例	鳥取県八頭地方県土整備局の位置の表示の改正
鳥取県立高等学校等設置条例	鳥取県立八頭高等学校の位置の表示の改正
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例	警察署の位置及び管轄区域の表示の改正
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例	店舗型性風俗特殊営業の禁止地域等の表示等の改正
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	警察署の位置及び管轄区域の表示の改正に係る所要の規定の整備

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成17年3月31日から施行すること。ただし、倉吉市と東伯郡関金町の合併に係る改正は同月22日から、西伯郡大山町、同郡名和町及び同郡中山町を廃し、新たに同郡大山町を設置することに係る改正は同月28日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

地方自治法第96条第2項の規定による鳥取県議会の議決すべき事件に関する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第65号

地方自治法第96条第2項の規定による鳥取県議会の議決すべき事件に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による鳥取県議会の議決すべき事件は、次に掲げる事件（条例の内容が争点となるもの又は予算（訴訟費用に関するものを除く。）に影響を与えるものに限る。）とする。

- （1）鳥取県の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下同じ。）について鳥取県を被告とする訴訟（地方自治法第96条第1項第12号に規定する普通地方公共団体を被告とする訴訟（鳥取県議会又は鳥取県議会議長の処分又は裁決に係る鳥取県を被告とする訴訟を除く。）をいう。以下同じ。）に関する訴えの提起
- （2）鳥取県の行政庁の処分又は裁決について鳥取県を被告とする訴訟に関する和解

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第66号

職員の修学部分休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（修学部分休業）

第2条 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校
- （2）学校教育法第82条の2に規定する専修学校
- （3）学校教育法第83条に規定する各種学校
- （4）前3号に掲げる教育施設に類するものとして人事委員会規則で定める教育施設

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

(修学部分休業取得中の給与の減額)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

(3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(人事委員会規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第67号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる施設)

第2条 指定管理者に管理を行わせることができる公の施設については、それぞれの公の施設の管理に関する条例の定めるところによる。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)の指定する日までに、当該知事等に申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書(次条において「事業計画書」という。)

(2) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

(3) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の法人等の業務の内容

を明らかにすることができる書類

- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類
(選定基準)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)を選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。
(2) 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、当該申請に係る公の施設の管理の業務に係る経費の効率化が図られるものであること。
(3) 法人等が事業計画書に沿った当該申請に係る公の施設の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
(4) その他知事等が当該申請に係る公の施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(指定管理候補者の選定の特例)

第5条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 公の施設の設置目的、特性、規模等を考慮し、特に必要があると認められるとき。
(2) 第3条の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理候補者を選定することができなかったとき。
(3) 指定管理候補者を指定管理者として指定することができなくなり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
(4) 指定管理者が法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消されたとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、それぞれの公の施設の管理に関する条例にこの旨を定めるものとする。

(指定管理者の指定等)

第6条 知事等は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第7条 知事等は、指定管理者と当該公の施設(以下「管理施設」という。)の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設の管理に関する事項
(2) 法第244条の2第7項の事業報告書に関する事項
(3) 県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
(4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
(5) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
(6) その他知事等が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日から起算して30日以内に、当該年度分として、当該指定を取り消された日までの期間について事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理施設の管理の業務の実施状況及び利用者の利用状況
 - (2) 管理施設の利用に係る料金の収入の実績
 - (3) 管理施設の管理に係る経費の収支状況
 - (4) その他知事等が管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項
- (損失の補償)

第9条 県は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損失が生じても、その補償の責めを負わない。

(原状回復義務等)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった管理施設及びその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、故意又は過失により管理施設の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者若しくは指定管理者であった者又は管理施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、管理施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は管理施設の管理以外の目的に使用してはならない。

(情報の開示)

第12条 指定管理者は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の趣旨にのっとり、管理施設の管理に関して保有する情報の開示に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

2 鳥取県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(委託等に伴う措置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場</u></p>	<p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>

合について準用する。

(鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

3 鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(包括外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第2条 法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 県が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの</p>	<p>(包括外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第2条 法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 県が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るもの</p>

(鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正に係る経過措置)

4 地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき県が公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものに対する鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

5 鳥取県情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(出資法人及び指定管理者の情報公開)</p> <p>第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費(以下「資本金等」という。)を支出している法人(公社を除く。以下「出資法人」という。)及び<u>県が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者(指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」という。)</u>は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情報(指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の公開に努めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(出資法人の情報公開)</p> <p>第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費(以下「資本金等」という。)を支出している法人(公社を除く。以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置)</p> <p>第39条 知事は、出資法人及び指定管理者について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人及び指定管</p>	<p>(出資法人の情報公開の推進のための措置)</p> <p>第39条 知事は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人の情報の公開が推進される</p>

理者の情報（指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設に係るものに限る。以下同じ。）の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、出資法人及び指定管理者の情報の公開に関する県民の相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。
- 3 知事は、出資法人又は指定管理者の情報の公開に関する苦情の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該出資法人又は指定管理者に対して指導を行うものとする。

よう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、出資法人の情報の公開に関する県民の相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。
- 3 知事は、出資法人の情報の公開に関する苦情の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該出資法人に対して指導を行うものとする。

八頭郡八頭町及び米子市の設置、倉吉市と関金町の合併並びに西伯郡大山町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第68号

八頭郡八頭町及び米子市の設置、倉吉市と関金町の合併並びに西伯郡大山町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1～23 略		1～23 略	
24 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの	鳥取市、米子市、倉吉市及び各町村	24 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの	鳥取市、米子市及び各町村
24の2～43 略		24の2～43 略	
44 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）～（6）略	鳥取市、米子市、八頭郡船岡町、東伯郡三朝	44 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）～（6）略	鳥取市、米子市、八頭郡船岡町、東伯郡三朝

	町及び西伯 郡南部町
45～48 略	町及び関金 町並びに西 伯郡南部町
45～48 略	

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1及び1の2 略		1及び1の2 略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町（北条町を除く。）並びに西伯郡淀江町、大山町、南部町及び伯耆町	1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町（北条町を除く。）並びに西伯郡淀江町、名和町、中山町、南部町及び伯耆町
1の4～24の6 略		1の4～24の6 略	
24の7 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(22) 略	倉吉市、東伯郡大栄町及び琴浦町並びに西伯郡大山町	24の7 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(22) 略	倉吉市、東伯郡大栄町及び琴浦町並びに西伯郡名和町
25 土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定	倉吉市、東伯郡大栄町及び琴浦町並びに西伯郡大山町	25 土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定	倉吉市、東伯郡大栄町及び琴浦町並びに西伯郡名和町
26～48 略		26～48 略	

第3条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削

り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1及び1の2 略		1及び1の2 略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町(北条町を除く。)並びに西伯郡大山町、南部町及び伯耆町	1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町(北条町を除く。)並びに西伯郡淀江町、大山町、南部町及び伯耆町
1の4～8 略		1の4～8 略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、八頭郡船岡町及び智頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、八頭郡船岡町及び智頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、八頭郡船岡町及び智頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
9～24の3 略		9～24の3 略	
24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、倉吉市、岩美郡の町、八頭郡の町並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町	24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	鳥取市、倉吉市、岩美郡の町、八頭郡の町(郡家町及び船岡町を除く。)並びに東伯郡三朝町及び

			湯梨浜町
24の5～35の2 略		24の5～35の2 略	
35の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 略	鳥取市、米子市、倉吉市及び東伯郡三朝町	35の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 略	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町
35の4 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第16条第2項の規定による公告	鳥取市、米子市、倉吉市及び東伯郡三朝町	35の4 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第16条第2項の規定による公告	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町
36 略		36 略	
37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	各市及び東伯郡三朝町	37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	各市、東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町
38～41 略		38～41 略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	鳥取市、米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡淀江町
43 略		43 略	
44 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	鳥取市、米子市、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町及び西伯郡南部町	44 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	鳥取市、米子市、八頭郡船岡町、東伯郡三朝町及び西伯郡南部町
45～48 略		45～48 略	

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例(平成16年鳥取県条例第45号)の一部を次のように改正する。

鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例第17条の規定

中鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例附則の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前															
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(溝口町の廃止及び伯耆町の設置に伴う地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例)</p> <p>4 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第4条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所及び鳥取県日野総合事務所農林局日野農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町の名称及びその地域は、平成16年12月31日におけるものを示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> <td>米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県日野総合事務所農林局日野農業改良普及所</td> <td style="text-align: center;">日野郡日野町</td> <td>西伯郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(溝口町の廃止及び伯耆町の設置並びに淀江町の廃止及び米子市の設置に伴う地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例)</p> <p>5 平成17年3月31日における第4条の適用については、同条及び前項の規定にかかわらず、鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。この場合において、旧西伯郡淀江町の名称及びその区域は、平成17年3月30日におけるものを、旧日野郡溝口町の名称及びその区域は、平成16年12月31日におけるものをそれぞれ示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> <td>米子市(旧西伯郡淀江町の区域を除く。)、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域を除く。)	鳥取県日野総合事務所農林局日野農業改良普及所	日野郡日野町	西伯郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡	名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市(旧西伯郡淀江町の区域を除く。)、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域を除く。)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p>
名 称	位 置	管 轄 区 域														
鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域を除く。)														
鳥取県日野総合事務所農林局日野農業改良普及所	日野郡日野町	西伯郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡														
名 称	位 置	管 轄 区 域														
鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市(旧西伯郡淀江町の区域を除く。)、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域を除く。)														

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第5条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(支所) 第3条 略 2 郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取保健所 郡家支所</td> <td>八頭郡 八頭町</td> <td>八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 (施行期日) 1 略 (鳥取市と八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村の合併に伴う鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域の特例) 2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの地域は、平成16年10月31日におけるものを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取保健所 郡家支所</td> <td>八頭郡 八頭町</td> <td>鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県鳥取保健所 郡家支所	八頭郡 八頭町	八頭郡	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県鳥取保健所 郡家支所	八頭郡 八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡	<p>(支所) 第3条 略 2 郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取保健所 郡家支所</td> <td>八頭郡 郡家町</td> <td>八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 (施行期日) 1 略 (鳥取市と八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村の合併に伴う鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域の特例) 2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの地域は、平成16年10月31日におけるものを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取保健所 郡家支所</td> <td>八頭郡 郡家町</td> <td>鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県鳥取保健所 郡家支所	八頭郡 郡家町	八頭郡	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県鳥取保健所 郡家支所	八頭郡 郡家町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡
名 称	位 置	所 管 区 域																							
鳥取県鳥取保健所 郡家支所	八頭郡 八頭町	八頭郡																							
名 称	位 置	所 管 区 域																							
鳥取県鳥取保健所 郡家支所	八頭郡 八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡																							
名 称	位 置	所 管 区 域																							
鳥取県鳥取保健所 郡家支所	八頭郡 郡家町	八頭郡																							
名 称	位 置	所 管 区 域																							
鳥取県鳥取保健所 郡家支所	八頭郡 郡家町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡																							

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正)

第6条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(適用区域) 第3条 上乗せ排水基準を適用する区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 略</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 美保湾水域</td> <td>境港市昭和町から旧米子市と旧西伯郡淀江町との境界に至る陸岸の地先海域並びにこれに流入する境港市、</td> </tr> </tbody> </table>	1 略		2 美保湾水域	境港市昭和町から旧米子市と旧西伯郡淀江町との境界に至る陸岸の地先海域並びにこれに流入する境港市、	<p>(適用区域) 第3条 上乗せ排水基準を適用する区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 略</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 美保湾水域</td> <td>境港市昭和町から米子市と淀江町との境界に至る陸岸の地先海域並びにこれに流入する境港市、米子市及</td> </tr> </tbody> </table>	1 略		2 美保湾水域	境港市昭和町から米子市と淀江町との境界に至る陸岸の地先海域並びにこれに流入する境港市、米子市及
1 略									
2 美保湾水域	境港市昭和町から旧米子市と旧西伯郡淀江町との境界に至る陸岸の地先海域並びにこれに流入する境港市、								
1 略									
2 美保湾水域	境港市昭和町から米子市と淀江町との境界に至る陸岸の地先海域並びにこれに流入する境港市、米子市及								

<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">旧米子市及び日吉津村の区域内の公共用水域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 略</td> </tr> </table>		旧米子市及び日吉津村の区域内の公共用水域	3 略		<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">日吉津村の区域内の公共用水域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 略</td> </tr> </table>		日吉津村の区域内の公共用水域	3 略	
	旧米子市及び日吉津村の区域内の公共用水域								
3 略									
	日吉津村の区域内の公共用水域								
3 略									
<p>2 前項において、「旧」をつけた市町の名称及びそれらの区域は、平成17年3月30日におけるものを示す。</p>									

(天神川流域下水道条例の一部改正)

第7条 天神川流域下水道条例(昭和58年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(流域関連公共下水道)</p> <p>第2条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、三朝町、北条町及び湯梨浜町が管理する公共下水道(旧泊村の管理に属していた公共下水道を除く。)とする。</p>	<p>(流域関連公共下水道)</p> <p>第2条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、三朝町、<u>関金町</u>、北条町及び湯梨浜町が管理する公共下水道(旧泊村の管理に属していた公共下水道を除く。)とする。</p>

(鳥取県食肉衛生検査所条例の一部改正)

第8条 鳥取県食肉衛生検査所条例(平成12年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、と畜検査及びと畜場の衛生並びにと畜場における食品衛生に関する事務を所掌させるため、鳥取県食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)を西伯郡<u>大山町</u>に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、と畜検査及びと畜場の衛生並びにと畜場における食品衛生に関する事務を所掌させるため、鳥取県食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)を西伯郡<u>名和町</u>に設置する。</p>

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鴨川団地</td> <td>倉吉市関金町安歩</td> </tr> </table>	名 称	位 置	略		鴨川団地	倉吉市関金町安歩	<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鴨川団地</td> <td>東伯郡関金町大字安歩</td> </tr> </table>	名 称	位 置	略		鴨川団地	東伯郡関金町大字安歩
名 称	位 置												
略													
鴨川団地	倉吉市関金町安歩												
名 称	位 置												
略													
鴨川団地	東伯郡関金町大字安歩												

<p>略</p> <p>別表第2(第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">名 称</th> <th>委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td> 三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田 団地 高城第1団地 高城第2団地 高城 第3団地 鴨川団地 </td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	委 託 先	略		三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田 団地 高城第1団地 高城第2団地 高城 第3団地 鴨川団地	倉吉市	略		<p>略</p> <p>別表第2(第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">名 称</th> <th>委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td> 三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田 団地 高城第1団地 高城第2団地 高城 第3団地 </td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>鴨川団地</td> <td>関金町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	委 託 先	略		三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田 団地 高城第1団地 高城第2団地 高城 第3団地	倉吉市	鴨川団地	関金町	略	
名 称	委 託 先																		
略																			
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田 団地 高城第1団地 高城第2団地 高城 第3団地 鴨川団地	倉吉市																		
略																			
名 称	委 託 先																		
略																			
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田 団地 高城第1団地 高城第2団地 高城 第3団地	倉吉市																		
鴨川団地	関金町																		
略																			

第10条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>庄内団地</td> <td>西伯郡大山町高田</td> </tr> <tr> <td>浜の上第1団地</td> <td>西伯郡大山町御崎</td> </tr> <tr> <td>浜の上第2団地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">名 称</th> <th>委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>庄内団地 浜の上第1団地 浜の上第2団地</td> <td>大山町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		庄内団地	西伯郡大山町高田	浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎	浜の上第2団地		略		名 称	委 託 先	略		庄内団地 浜の上第1団地 浜の上第2団地	大山町	略		<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>庄内団地</td> <td>西伯郡名和町大字高田</td> </tr> <tr> <td>浜の上第1団地</td> <td>西伯郡中山町御崎</td> </tr> <tr> <td>浜の上第2団地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">名 称</th> <th>委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>庄内団地</td> <td>名和町</td> </tr> <tr> <td>浜の上第1団地 浜の上第2団地</td> <td>中山町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		庄内団地	西伯郡名和町大字高田	浜の上第1団地	西伯郡中山町御崎	浜の上第2団地		略		名 称	委 託 先	略		庄内団地	名和町	浜の上第1団地 浜の上第2団地	中山町	略	
名 称	位 置																																										
略																																											
庄内団地	西伯郡大山町高田																																										
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎																																										
浜の上第2団地																																											
略																																											
名 称	委 託 先																																										
略																																											
庄内団地 浜の上第1団地 浜の上第2団地	大山町																																										
略																																											
名 称	位 置																																										
略																																											
庄内団地	西伯郡名和町大字高田																																										
浜の上第1団地	西伯郡中山町御崎																																										
浜の上第2団地																																											
略																																											
名 称	委 託 先																																										
略																																											
庄内団地	名和町																																										
浜の上第1団地 浜の上第2団地	中山町																																										
略																																											

第11条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後

別表第1(第2条の2関係)

名 称	位 置
略	
高山団地	岩美郡岩美町大字高山
略	
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神
土師百井団地	八頭郡八頭町土師百井
国中団地	八頭郡八頭町国中
宮岡団地	
船岡団地	八頭郡八頭町船岡
丸山団地	
隼団地	八頭郡八頭町見槻中
北山団地	八頭郡八頭町北山
中南団地	八頭郡八頭町南
八東第1団地	八頭郡八頭町才代
八東第2団地	八頭郡八頭町東
略	

別表第2(第26条関係)

名 称	委 託 先
略	
土師百井団地 国中団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第1団地 八東第2団地	八頭町
略	

改 正 前

別表第1(第2条の2関係)

名 称	位 置
略	
高山団地	岩美郡岩美町大字高山
土師百井団地	八頭郡郡家町大字土師百井
国中団地	八頭郡郡家町大字国中
宮岡団地	
船岡団地	八頭郡船岡町大字船岡
丸山団地	
隼団地	八頭郡船岡町大字見槻中
北山団地	八頭郡八東町大字北山
中南団地	八頭郡八東町大字南
八東第1団地	八頭郡八東町大字才代
八東第2団地	八頭郡八東町大字東
略	
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神
略	

別表第2(第26条関係)

名 称	委 託 先
略	
土師百井団地 国中団地 宮岡団地	郡家町
船岡団地 丸山団地 隼団地	船岡町
北山団地 中南団地 八東第1団地 八東第2団地	八東町
略	

(鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部改正)

第12条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例(昭和36年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域) 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域) 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
略			略		
鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、東伯郡三朝町、同郡北条町及び同郡湯梨浜町	鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、東伯郡三朝町、同郡関金町、同郡北条町及び同郡湯梨浜町
略			略		

第13条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域) 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域) 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
略			略		
鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所	西伯郡大山町	西伯郡淀江町及び同郡大山町	鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所	西伯郡大山町	西伯郡淀江町、同郡大山町、同郡名和町及び同郡中山町
略			略		

第14条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改 正 後			改 正 前		
(地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域) 第3条 地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域) 第3条 地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域

略		
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡八頭町	八頭郡

(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域)
 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所	八頭郡八頭町	八頭郡
略		
鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所	西伯郡大山町	西伯郡大山町
略		

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域の特例)

2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す(次項において同じ。)

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例)

3 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第4条の適用については、同条の規定にかかわ

略		
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡郡家町	八頭郡

(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域)
 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所	八頭郡郡家町	八頭郡
略		
鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所	西伯郡大山町	西伯郡淀江町及び同郡大山町
略		

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域の特例)

2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す(次項において同じ。)

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡郡家町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例)

3 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第4条の適用については、同条の規定にかかわ

らず、鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所、鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所及び鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡

4 及び 5 略

（米子市及び淀江町の廃止並びに米子市の設置に伴う地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例）

6 平成17年3月31日における第4条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。この場合において、旧西伯郡淀江町の名称及びその区域は、同月30日におけるものを示す。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所	西伯郡大山町	米子市（旧西伯郡淀江町の区域に限る。）及び西伯郡大山町

らず、鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所、鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所及び鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
略		
鳥取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所	八頭郡家郷町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡

4 及び 5 略

（鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第15条 鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第2条 次代の農林業を担い、指導的役割を果たし得る人材を育成・確保し、及び農業者等の研修を行い、もって農林業の振興に資するとともに、広く農業者等の生涯学習及び国際交流を推進するため、鳥取県立農業高等学校（以下「<u>大学</u>校」という。）を倉吉市に設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 次代の農林業を担い、指導的役割を果たし得る人材を育成・確保し、及び農業者等の研修を行い、もって農林業の振興に資するとともに、広く農業者等の生涯学習及び国際交流を推進するため、鳥取県立農業高等学校（以下「<u>大学</u>校」という。）を東伯郡関金町に設置する。</p>

（鳥取県地方県土整備局設置条例の一部改正）

第16条 鳥取県地方県土整備局設置条例（平成7年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名 称</th> <th style="width:33%;">位 置</th> <th style="width:33%;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県八頭地方県土整備局</td> <td>八頭郡八頭町</td> <td>八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備局の名称、位置及び所管区域の特例)</p> <p>2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第2条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名 称</th> <th style="width:33%;">位 置</th> <th style="width:33%;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県八頭地方県土整備局</td> <td>八頭郡八頭町</td> <td>鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	略			鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡八頭町	八頭郡	名 称	位 置	所 管 区 域	略			鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡	<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名 称</th> <th style="width:33%;">位 置</th> <th style="width:33%;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県八頭地方県土整備局</td> <td>八頭郡郡家町</td> <td>八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備局の名称、位置及び所管区域の特例)</p> <p>2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第2条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名 称</th> <th style="width:33%;">位 置</th> <th style="width:33%;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県八頭地方県土整備局</td> <td>八頭郡郡家町</td> <td>鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	略			鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡郡家町	八頭郡	名 称	位 置	所 管 区 域	略			鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡郡家町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡
名 称	位 置	所 管 区 域																																			
略																																					
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡八頭町	八頭郡																																			
名 称	位 置	所 管 区 域																																			
略																																					
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡																																			
名 称	位 置	所 管 区 域																																			
略																																					
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡郡家町	八頭郡																																			
名 称	位 置	所 管 区 域																																			
略																																					
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡郡家町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡																																			

(鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正)

第17条 鳥取県立高等学校等設置条例(昭和39年鳥取県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(鳥取県立高等学校の設置)</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">名 称</th> <th style="width:40%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立八頭高等学校</td> <td>八頭郡八頭町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立八頭高等学校	八頭郡八頭町	<p>(鳥取県立高等学校の設置)</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">名 称</th> <th style="width:40%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立八頭高等学校</td> <td>八頭郡郡家町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立八頭高等学校	八頭郡郡家町
名 称	位 置												
略													
鳥取県立八頭高等学校	八頭郡八頭町												
名 称	位 置												
略													
鳥取県立八頭高等学校	八頭郡郡家町												

略	略
---	---

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第18条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																								
別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域	別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県倉吉警察署</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;">倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、湯梨浜町</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	略			鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、湯梨浜町	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県倉吉警察署</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;">倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、<u>関金町</u>、湯梨浜町</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	略			鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、 <u>関金町</u> 、湯梨浜町	略		
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
略																									
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、湯梨浜町																							
略																									
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
略																									
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、 <u>関金町</u> 、湯梨浜町																							
略																									
備考 略	備考 略																								

第19条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																														
別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域	別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県八橋警察署</td> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町</td> <td style="text-align: center;">東伯郡のうち大栄町、<u>琴浦町</u>、西伯郡のうち大山町(旧西伯郡中山町の区域に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県米子警察署</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> <td style="text-align: center;">米子市、西伯郡のうち日吉津村、<u>淀江町</u>、大山町(旧西伯郡中山町の区域を除く。)、南部町</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	略			鳥取県八橋警察署	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち大栄町、 <u>琴浦町</u> 、西伯郡のうち大山町(旧西伯郡中山町の区域に限る。)	鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち日吉津村、 <u>淀江町</u> 、大山町(旧西伯郡中山町の区域を除く。)、南部町	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県八橋警察署</td> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町</td> <td style="text-align: center;">東伯郡のうち大栄町、<u>琴浦町</u>、西伯郡のうち中山町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県米子警察署</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> <td style="text-align: center;">米子市、西伯郡のうち日吉津村、<u>淀江町</u>、大山町、<u>名和町</u>、南部町</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	略			鳥取県八橋警察署	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち大栄町、 <u>琴浦町</u> 、西伯郡のうち中山町	鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち日吉津村、 <u>淀江町</u> 、大山町、 <u>名和町</u> 、南部町	略		
名 称	位 置	管 轄 区 域																													
略																															
鳥取県八橋警察署	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち大栄町、 <u>琴浦町</u> 、西伯郡のうち大山町(旧西伯郡中山町の区域に限る。)																													
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち日吉津村、 <u>淀江町</u> 、大山町(旧西伯郡中山町の区域を除く。)、南部町																													
略																															
名 称	位 置	管 轄 区 域																													
略																															
鳥取県八橋警察署	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち大栄町、 <u>琴浦町</u> 、西伯郡のうち中山町																													
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち日吉津村、 <u>淀江町</u> 、大山町、 <u>名和町</u> 、南部町																													
略																															
備考 この表における旧岩美郡福部村、旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の名	備考 この表における「旧」のついた町村の名称及びその区域は、平成16年10月31日におけるものを示す。																														

称及びその区域は、平成16年10月31日におけるものを、旧西伯郡中山町の名称及びその区域は、平成17年3月27日におけるものをそれぞれ示す。

第20条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域			別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
略			略		
鳥取県郡家警察署	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町の区域に限る。) 八頭郡のうち若桜町、八頭町	鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	鳥取市(旧八頭郡河原町の区域に限る。) 八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町、若桜町
略			略		
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち日吉津村、大山町(旧西伯郡中山町の区域を除く。) 南部町	鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち日吉津村、淀江町、大山町(旧西伯郡中山町の区域を除く。) 南部町
略			略		
備考 略			備考 略		

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第21条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第9条 - 第11条関係）		別表第2（第9条 - 第11条関係）	
略		略	
法第2条第6項第3号及	次に掲げる区域を除く鳥取県	法第2条第6項第3号及	次に掲げる区域を除く鳥取県

び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業	の区域 (1)~(5) 略 (6) 倉吉市関金町関金宿の区域 (7) 略 (8) 略 (9) 略	び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業	の区域 (1)~(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 東伯郡関金町大字関金宿の区域 (9) 略
法第2条第6項第4号の営業(モーター営業を除く。)	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)~(4) 略 (5) 倉吉市関金町関金宿の区域 (6) 略 (7) 略 (8) 略	法第2条第6項第4号の営業(モーター営業を除く。)	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)~(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 東伯郡関金町大字関金宿の区域 (8) 略

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第22条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(平成16年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表の規定中、鳥取県倉吉警察署の項の改正規定を次のように改める。

改 正 後			改 正 前		
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市並びに東伯郡のうち北条町、三朝町、大栄町及び湯梨浜町	鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、湯梨浜町

第23条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表の規定中、鳥取県八橋警察署及び鳥取県米子警察署の項の改正規定を次のように改める。

改 正 後			改 正 前		
鳥取県八橋警察署	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち琴浦町及び西伯郡のうち大山町	鳥取県八橋警察署	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち大栄町、琴浦町、西伯郡のうち大山町(旧西伯郡中山町の区域に限る。)
鳥取県米子警察署	米子市	米子市並びに西伯郡のうち日吉津村、淀江町	鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち日吉津村、淀江町、大

	及び南部町		山町(旧西伯郡中山町の区域を除く。)南部町
--	-------	--	-----------------------

第24条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表の規定中、鳥取県郡家警察署及び鳥取県米子警察署の項の改正規定を次のように改める。

改 正 後			改 正 前		
鳥取県郡家警察署	八頭郡八頭町	八頭郡のうち若桜町及び八頭町	鳥取県郡家警察署	八頭郡八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町の区域に限る。)八頭郡のうち若桜町、八頭町
鳥取県米子警察署	米子市	米子市並びに西伯郡のうち日吉津村及び南部町	鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち日吉津村、大山町(旧西伯郡中山町の区域を除く。)南部町

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただし、第1条、第7条、第9条、第12条、第15条、第18条、第21条及び第22条の改正は同月22日から、第2条、第8条、第10条、第13条、第19条及び第23条の改正は同月28日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 平成17年3月22日前にされた申請等に対する第1条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(次項において「新条例」という。)別表24の項に掲げる認可等の処分その他の行為(次項において「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。

3 前項に規定する日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

4 平成17年3月28日前にされた申請等に対する第2条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(次項において「新条例」という。)別表1の3の項、24の7の項及び25の項に掲げる認可等の処分その他の行為(次項において「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。

5 前項に規定する日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

6 平成17年3月31日前にされた申請等に対する第3条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(次項において「新条例」という。)別表1の3の項、8の2の項から8の4の項まで、24の4の項、35の3の項及び35の4の項、37の項、42の項並びに44の項に掲げる認可等の処分その他の行為(次項において「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。

7 前項に規定する日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。